

事務連絡
令和2年6月15日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養及び自宅療養に係るマニュアル等の改訂について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、同日付けで、宿泊療養及び自宅療養の解除に関する考え方が改正されました。

これを踏まえ、今般、下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」等について改訂しましたので、送付します。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、前述の事務連絡の内容とあわせて、御了知いただき、その取扱いに遺漏のないよう御対応をお願いします。

記

- （1） 令和2年4月2日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」について、別添1のとおり改訂し、第3版とする。
- （2） 令和2年4月23日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）」について、別添2のとおり改訂し、第2版とする。
- （3） 令和2年5月1日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第2版）」について、別添3のとおり改訂し、第3版とする。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」

新	旧
<p>5. 施設利用者の退所</p> <p>(1) 退所基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、帰宅可能である旨を伝える。ただし、次の②に該当する場合も同様として差し支えないこととする。 ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合 無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、帰宅可能である旨を伝える。ただし、次の④に該当する場合も、同様として差し支えないこととする。 ③ 発症日から10日間経過した場合 ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合 なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使 	<p>5. 施設利用者の退所</p> <p>(1) 退所基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、<u>宿泊軽症者等に</u>帰宅可能である旨を伝える。 なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使

用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

・また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付事務連絡）を参照のこと。

・核酸増幅法の検査については、体温や自覚症状等を把握した上で、症状軽快又は無症状であると保健医療班において考えられる場合は、帰国者・接触者外来等の検査実施可能な医療機関と調整の上、搬送し、医師の判断により、検査を実施する。なお、適切な感染防御を行った上で、医師が宿泊施設に赴いて検体採取することも可能とする（2（1）【ゾーニングに対する考え方】参照）。

（2）施設利用者の退所手順

- ・施設利用者は、必要な荷物を片付ける。
- ・健康状況が変化した場合の連絡先を伝える（退所の基準を確認した医療機関で連絡先を伝えてもよい。）
- ・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに当該連絡先や帰国者・接触者相談センターに連絡するよう伝える。
- ・宿泊費の自己負担の費用負担の伝達（振り込み先等）又は追っ

用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付事務連絡）を参照のこと。

（2）施設利用者の退所手順

- ・施設利用者は、必要な荷物を片付ける。
- ・健康状況が変化した場合の連絡先を伝える（退所の基準を確認した医療機関で連絡先を伝えてもよい。）
- ・宿泊費の自己負担の費用負担の伝達（振り込み先等）又は追っ

て請求する旨を伝える。

以下 略

て請求する旨を伝える。

以下 略

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）の送付について」（令和2年4月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）」

新	旧
<p>(参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>① 宿泊療養等の流れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊療養の対象者について、例えば、現在入院している者のうち、医療機関の医師が症状等を踏まえ、入院が必要な状態ではないと判断した者から移行することなどが考えられるが、宿泊施設の業務オペレーション等にも影響することから、あらかじめ明確化し、関係者等との間で共有しておく必要がある。 ・ <u>また、宿泊療養の解除について、退所基準を踏まえ、核酸増幅法の検査を実施する際、帰国者・接触者外来等の検査実施可能な医療機関との調整、搬送業務が発生するケースがあることから、業務オペレーションの流れについて、関係者間等との間で共有しておく必要がある。</u> <p>(4) 業務分担等について</p> <p><u>④ 入退所対応・管理担当</u></p>	<p>(参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>① 宿泊療養等の流れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊療養の対象者について、例えば、現在入院している者のうち、医療機関の医師が症状等を踏まえ、入院が必要な状態ではないと判断した者から移行することなどが考えられるが、宿泊施設の業務オペレーション等にも影響することから、あらかじめ明確化し、関係者等との間で共有しておく必要がある。 <p>(4) 業務分担等について</p> <p><u>④ 入退所対応・管理担当</u></p>

■退所の手続き

- ・ 退所の伝達は、看護師等から行う。その後の退所の手続きについては入所者管理担当が行う。退所手続きに当たっては、健康状況が変化した場合の連絡先を伝える。
- ・ 解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、退所者本人から帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従い、医療機関を受診することが求められる。この場合、退所に際して、退所者に対して、この旨を丁寧に説明し、遺漏がないよう留意する。〔新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）〕（令和2年6月12日付事務連絡）の参考資料参照
- ・ なお、本人の退所後、（中略）、忘れ物には十分気をつけるよう説明する。

別添1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル（例）

4. 各担当の業務内容

（4）入退所対応・管理担当

③退所手続き サージカルマスク、手袋、眼の防護具

- ・ 医師・看護師等による健康観察等の結果、退所可能とされた場合、入所者は、退所することができます。

（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（厚生労働省）抜粋

■退所の手続き

- ・ 退所の伝達は、看護師等から行う。その後の退所の手続きについては入所者管理担当が行う。退所手続きに当たっては、健康状況が変化した場合の連絡先を伝える。
- ・ なお、本人の退所後、（中略）、忘れ物には十分気をつけるよう説明する。

別添1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル（例）

4. 各担当の業務内容

（4）入退所対応・管理担当

③退所手続き サージカルマスク、手袋、眼の防護具

- ・ 医師・看護師等による健康観察等の結果、退所可能とされた場合、入所者は、退所することができます。

（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（厚生労働省）抜粋

退所基準

・患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、帰宅可能である旨を伝える。ただし、次の②に該当する場合も同様として差し支えないこととする。

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

・また、無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、帰宅可能である旨を伝える。

③ 発症日から10日間経過した場合

④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

・なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

・また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。（①又は③に該当した場合を除く）

・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付事務連絡）を参照のこと。

退所基準

・発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、宿泊軽症者等に帰宅可能である旨を伝える。

・なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付事務連絡）を参照のこと。

・核酸増幅法の検査については、体温や自覚症状等を把握した上で、症状軽快又は無症状であると保健医療班において考えられる場合は、帰国者・接触者外来等の検査実施可能な医療機関と調整の上、搬送し、医師の判断により、検査を実施する。なお、適切な感染防御を行った上で、医師が宿泊施設に赴いて検体採取することも可能とする（２（１）【ゾーニングに対する考え方】参照）。

（中略）

- ・●時頃退所していただきますが、事務局から連絡があるまでは部屋で待機してください。
- ・退所時には鍵、体温計を忘れずにお持ちください。
- ・使用した枕カバー、シーツ、布団カバーをまとめておいてください。退所時に（場所）の回収ボックスに入れていただくことになります。
- ・退所後、４週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従って、医療機関を受診していただくよう、お願いいたします。

以下 略

（中略）

- ・●時頃退所していただきますが、事務局から連絡があるまでは部屋で待機してください。
- ・退所時には鍵、体温計を忘れずにお持ちください。
- ・使用した枕カバー、シーツ、布団カバーをまとめておいてください。退所時に（場所）の回収ボックスに入れていただくことになります。

以下 略

新旧対照表

別添 3

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第1版）の送付 について」（令和2年5月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年6月2日付け一部改正）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第2版）」

新	旧
<p>3. 自宅療養の開始</p> <p>(5) 自宅療養の解除</p> <p>○ <u>患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、自宅療養は解除されることになる。ただし、次の②に該当する場合も同様として差し支えないこととする。</u></p> <p>① <u>発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u></p> <p>② <u>発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ <u>また、無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、自宅療養は解除されることになる。ただし、次の④に該当する場合も、同様として差し支えないこととする。</u></p> <p>③ <u>発症日から10日間経過した場合</u></p> <p>④ <u>発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状</p>	<p>3. 自宅療養の開始</p> <p>(5) 自宅療養の解除</p> <p>○ <u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、自宅療養は解除されることになる。</u></p>

病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

○ また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
(①又は③に該当した場合を除く)

○ その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付事務連絡）を参照のこと。

別添2 自宅療養をされる皆様へ

2 自宅療養中の健康観察について

□ 療養の解除については、保健所が判断します。症状のある方については、次の①又は②に該当する場合に、自宅療養は解除されます。

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査（PCR検査及びランプ法による検査）を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

□ また、症状の出たことのない方（無症状病原体保有者）については、次の③又は④に該当する場合に、自宅療養は解

○ なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

○ その際、解除されるまでの期間は、都道府県等による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付事務連絡）を参照のこと。

別添2 自宅療養をされる皆様へ

2 自宅療養中の健康観察について

□ 療養の解除については、保健所が判断します。原則、発症日から14日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過したときに、解除します。

除されます。

③ 陽性確定に係る検体採取日から 10 日間経過した場合

④ 陽性確定に係る検体採取日から 6 日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

以上

以上